

## 美里町総合教育会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4の規定に基づき、美里町総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及び調整を行う。

町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定又は変更に関する事項

教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### (構成員)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

### (招集)

第4条 町長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び会議に付議すべき事項について構成員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 町長は、前項の規定により招集を求められたときは、速やかに会議を招集するものとする。

### (会議)

第5条 会議は、町長がその議長となる。

### (意見の聴取)

第6条 会議は、第2条各号に定める協議及び調整を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議に関する意見を聴くことができる。

### (職員の出席)

第7条 会議は、第2条各号に定める協議及び調整を行うに当たって必要があると認めるときは、当該協議に関する課局等の職員を出席させることができる。

### (会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、議長が個人の秘密を保つため必要があ

ると認めるとき又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

( 議事録の作成及び公表 )

第 9 条 町長は、議事のほか次に掲げる事項を記載した議事録を会議の終了後遅滞なく作成し、前条ただし書の規定により会議を非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。

開会及び閉会に関する事項並びにその日時

出席者及び欠席者の職及び氏名

議題及び配布資料

その他町長が必要と認めた事項

2 議事録には、町長及び構成員のうちから町長が指名する 2 名が署名するものとする。

( 調整結果の尊重 )

第 10 条 会議において事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調査の結果を尊重しなければならない。

( 傍聴の手続 )

第 11 条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付票 ( 様式第 1 号 ) に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

( 傍聴できない者 )

第 12 条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

酒気を帯びていると認められる者

会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

その他議長が傍聴を不相当と認める者

( 傍聴の制限 )

第 13 条 議長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、会議の傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

( 傍聴人の禁止行為 )

第 14 条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

みだりに傍聴席を離れること。

私語、談話、拍手等を行うこと。

議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

飲食又は喫煙を行うこと。

~~帽子、襟巻又は外とう類を着用すること。~~

— 撮影、録音等の記録を行うこと。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

— 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

( 傍聴人の退場 )

第 1 5 条 傍聴人は、議長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

( 庶務 )

第 1 6 条 会議の庶務は、総合政策課において処理する。

( その他 )

第 1 7 条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、平成 2 8 年 6 月 2 7 日から施行する。

( 美里町総合教育会議設置要綱の廃止 )

2 美里町総合教育会議設置要綱 ( 平成 2 7 年告示第 6 9 号 ) は、廃止する。

附 則

この告示は、平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日から施行する。